平成 29 年 8 月 15 日 答申第 2 号 (平成 29 年度諮問第 2 号)

甲良町長 北川豊昭 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会 会長 高橋 進

答申

1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という)の結論

甲良町長(以下「実施機関」という)が、甲良町個人情報保護条例(平成18年条例第2号、以下「条例」という)第13条に基づいて審査会に行った平成29年度諮問第2号「甲良町徴収対策会議における実施機関(町長部局と教育長部局)ごとの公金滞納者の情報共有について」(甲会計第1号、平成29年7月24日)について、審査会は、条例第13条1項7号に該当すると認め、妥当と判断する。

2 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例第 13 条は、個人情報保護という目的のために、個人情報保有機関の目的外使用および他機関への情報提供に関して制限し、「個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、または当該実施機関以外のものに提供してはならない」と規定している。しかし、同条 1 項 7 号で「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき」は、この制限の例外とすると規定している。

審査会は、条例の基本理念と目的を尊重し、厳格に解釈して、以下のように判断する (2) 条例第13条第1項第7号の該当について

審査会は、実施機関からの説明を聴き、今回設置される甲良町徴収対策会議の内容と組織を検討した結果、同対策会議が町税や料金(以下「町税等」という)の収納率の向上と税負担の公平性の確保、業務の効率化、滞納者の経済状況の早期の総合的な把握により、分納や生活支援をはじめとする諸施策の効果的な制度設計が可能になることなどの理由から、条例第13条第1項第7号の規定する「公益上の必要」に該当すると判断し、上記の機関(町長部局と教育長部局)による情報の共有を認める。

なお、条例第 13 条第 2 項「前項但し書の規定により個人情報を利用し、または提供するときには、個人の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない」との規定を遵守し、十全の注意を払う必要がある。

また、情報の共有により多くの情報が統合される結果、それが漏洩した場合の被害の大きさが予想されるがゆえに、情報の管理と取り扱いについて万全の体制が必要とされることを申し添えておく。

3 結論

以上のような理由から、主文「1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会の結論」のと おり答申する。

4 審査会の経過

当審査会の経過は、別紙1「審査会の審議経過」のとおりである。

別紙1

1 審査会の審議経過

年月日 内容

平成 29 年 7 月 24 日 諮問を受ける (平成 29 年度諮問第 2 号、甲会計第 1 号)

平成 29 年 7 月 24 日 審議

平成 29 年 8 月 10 日 答申 (平成 29 年度答申第 2 号)

甲良町情報公開·個人情報保護審査会

 職名
 名前

 会長
 高橋
 進

 副会長
 佐口
 裕之

 委員
 中山
 進

 委員
 上野
 初子

 委員
 藤居
 桂三